

別紙1

県立高等学校等における令和4年1月21日以降の授業実施上の留意事項

1 全教科に共通した授業実施上の留意事項

- 授業実施の際は、換気を徹底するため常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でも、こまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、生徒同士の間隔を可能な限り確保すること。
- 発表や意見交換を伴う活動は、ICT機器を活用することやワークシートに記入することなどにより、生徒同士の接触や近距離での対話をしないよう工夫すること。
- 生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等や近距離で一斉に大きな声で話す活動について、可能なものは避け、実施の際は、一定の距離を保ち、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、回数や時間を減らすこと。
- ペアワークやグループワーク等を行う必要がある場合は、可能な限り、ペアやグループを組む相手を固定すること。
- 授業の題材として、感染症、ウイルス等について扱う際には、生徒の心情に配慮し、いじめや偏見等につながらないよう留意する。
- キーボード、マウス、タブレット型端末等、生徒が触れる機器については、水で濡らし、かたく絞った柔らかい布で丁寧にふき取るなど、適切な消毒と授業前後の手洗いを徹底すること。

2 全教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、各教科において留意すべき事項

理科	<ul style="list-style-type: none">○生徒同士が近距離で活動する実験や観察については、マスクを着用していても慎重に行い、実施の際は、一定の距離を保ち、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、回数や時間を減らすこと。○共用を避けることが難しい器具等を使用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。
保健体育	<p>【体育】</p> <ul style="list-style-type: none">○可能な限り屋外で実施し、やむを得ず体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けること。○運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ないこと。○マスクを外している際は、人との十分な距離を保つ、近距離での会話や活動時の发声を控える等の感染防止対策を講じること。○生徒のマスク着用時について、呼吸が苦しい様子など体調不良が見られる場合は3密を避けて休憩させ、必要な応急手当を行うこと。○運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用すること。また、呼気が激しくならない運動の際は、マスクを着用すること。○身体接触を伴う活動や、生徒同士が近距離で実施する活動は可能な限り避けること。○1回の授業内ではペアやグループ・チームを固定した上で、特定のチーム同士で回数や時間を絞ってゲーム等を行うこと。○用具・ボール等の共有はできるだけ避け、やむを得ない場合は、特定の少人数で使用

保健体育

- し、授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。消毒については必要に応じて適切に行うこと。
- 教員はマスク着用を原則とするが、自らの身体へのリスクがあると判断する場合（指導のために教員が運動を行う場合等）は外しても構わぬこと。
- 教員がマスクを外した際は、不必要的会話や発声を行わず、他者との距離を2m以上（同方向に動く場合は更に長い距離）確保すること。
- 【保健】
- 実習については、用具の共用ができるだけ避け、やむを得ない場合は、ペアやグループを固定した上で、実施すること。また、授業前後の生徒の手洗いを徹底し、消毒については必要に応じて適切に行うこと。
- 応急手当や心肺蘇生法については、円滑に実習が行えるよう、応急手当の意義や、基本的な応急手当の方法や手順について、心肺蘇生法の必要性などの学習を事前にを行うなどの工夫をすること。

音楽

- 音楽室内の楽器を共用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。
- 歌う（発声する）際は、内容（活動）について慎重に判断すること。実施に当たっては、マスクを着用し、生徒同士の間隔を前後左右充分に保ち、同じ方向を向くようになる。また、同じ時間に歌う人数や時間を減らすなど、活動形態等を工夫すること。加えて、マスクを着用して歌唱されることから、生徒の体調に留意すること。
- 楽器を演奏する際は、内容（活動）について慎重に判断すること。実施に当たっては、マスクを着用し（マスク着用での演奏が難しい楽器の集団での活動は行わない）、生徒同士の間隔を前後左右充分に保ち、同じ方向を向くようにすること。

美術・工芸

- 生徒同士の座席・制作スペースについては、生徒同士の間隔を前後左右充分に保ち、制作の際は、マスクを着用していても慎重に行い、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、ペアやグループワーク等については回数や時間を減らすこと。
- 制作の説明や鑑賞を行う際は密集しないよう、ワークシートやICT機器を活用すること。
- 制作の際に使用する画材・道具類等は、個別のものを使用し、やむを得ず共用する場合は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。

書道

- 生徒間の座席スペースについては、生徒同士の間隔を前後左右充分に保ち、ペアやグループでの実技や話合いを実施する際は、マスクを着用していても慎重に行い、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、回数や時間を減らすこと。
- 製作の説明や鑑賞を行う際は密集しないよう、ワークシートやICT機器を活用すること。
- 授業の際に使用する筆などの道具類等は、個別のものを使用し、やむを得ず共用する場合は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。

外 国 語	<ul style="list-style-type: none"> ○スピーチを行う際も、フェイスシールドのみなどとせず、マスクを着用させた上で、聞き手までの距離に配慮し、声の大きさについて、必要以上に大きな声にならないように指導すること。
家 庭	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒同士が近距離で活動する調理実習については、特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討し、指導計画上別な方法で代替可能なものは避けること。また、実施する場合は、マスクを着用していても慎重に行い、生徒同士の間隔を前後左右充分に保ち、回数や時間を減らすこと。例えば、調理台の使用人数は通常実習時の半分までとし、対面にならないよう配置したり品数を減らしたりするなどの工夫をすること。 ○実験・実習に際し、生徒間の共用を避けることが難しい器具等を使用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。 ○生徒の身体接触の避けられない実習については、別な方法で代替可能なものは変更して実施し、やむを得ず実施する際は、回数や時間を減らすこと。

3 専門各教科に共通した授業実施上の留意事項

- 実験・実習の際には、少人数で行うなどの感染防止対策を行うとともに、引き続き、事前に動画を視聴して理解を深めさせるなど、より短時間で効果的な学習活動が実現できるよう工夫して取り組むこと。
- 窓を開けたまま行うことができない実習等の場合は、10分～15分程度ごとに窓等を開放し、十分な換気を行うこと。
- 生徒が共用で使用する実習・実験器具等については、適切な消毒と授業前後の手洗いや手指消毒を徹底すること。
- 生産物等の外部への販売実習については、商業科の留意事項を踏まえて実施すること。
- 産業現場等における長期間の実習（いわゆるデュアルシステム）やインターンシップについては、実習先の感染防止対策を確認した上で保護者の了解のもと実施すること。

4 専門各教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、各教科において留意すべき事項

農 業	<ul style="list-style-type: none"> ○農場施設内（温室、ビニールハウスなど含む）や実験室など屋内で実施する実験・実習については、換気の徹底や消毒液の使用など、感染拡大防止のための措置等を実施すること。 ○学校農業クラブ活動での実習は、授業及び部活動の扱いに準じる。
工 業	<ul style="list-style-type: none"> ○製図実習においては、同じ方向を向いて作業をする等の配慮をすること。また、定期的に換気を行うとともに、作業後は製図版等の消毒を実施すること。 ○特に生徒間で共用する保護メガネ、工具等については、使用前後に適切な消毒をするとともに、授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。 ○実習中の技術指導、安全指導などは、やむを得ない場合を除き、生徒との接触を避け、かつ3密とならないよう実施すること。

工業	<ul style="list-style-type: none"> ○グループで行う実習等については、少人数となるよう計画するとともに、密接とならないよう配慮すること。また、実習器具等の使用については使用者を固定する等の配慮を行い実施すること。 ○製図や実習開始前に行う作業の安全確認の中で、感染防止対策についても触れること。
商業	<ul style="list-style-type: none"> ○販売実習については、「校長判断」により実施を可とする。 ○実施する場合には、不特定多数の人が学校に入りすることによる生徒への感染リスクを避けるため、感染予防策として、身体的距離の確保、清掃・消毒の実施、接触感染・飛沫感染の防止、換気の徹底、商品陳列等の工夫、販売所内の混雑緩和措置等の取組を行うこと。 ○来客者については、一度に販売所へ入る人数を抑えたり、販売所への滞在時間を短縮したりするなど、感染防止に万全の措置を講じること。 ○販売実習に参加する生徒については、予め保護者の了解を得ること。 ○「新型コロナウイルス感染症対策（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室） https://corona.go.jp/」で示されている「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧（PDF：業種別ガイドラインについて 令和4年1月14日現在）」における、⑫生活必需物資供給「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月14日 [令和3年11月30日改訂]）等を参考に感染防止の対策を講じて実施すること。
水産	<ul style="list-style-type: none"> ○大型実習船「湘南丸」における実習は、「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル（湘南丸用）」に基づき実施すること。（実習先については、別途高校教育課と協議する） ○小型船等における実習について、三つの密を避けるため、できる限り少ない人数で実施すること。
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○調理実習については、必要な感染防止措置を取った上で実施し、試食等については、昼食時の留意事項を踏まえて実施すること。 ○施設実習等について、専門教科「看護・福祉」における留意事項を踏まえること。
看護・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ○外部施設での実習については、実習先と保護者の了解のもと、必要な感染防止措置について施設と協議した上で行うこと。 ○医療的ケア、入浴、食事介護等の実習について、必要な感染防止措置をとった上で実施すること。なお、当日の健康チェックや実習時間の記録など、接触者が不明とならないようペアやグループを固定して実施すること。